

岐阜県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）第3期 概要

1 計画策定の目的

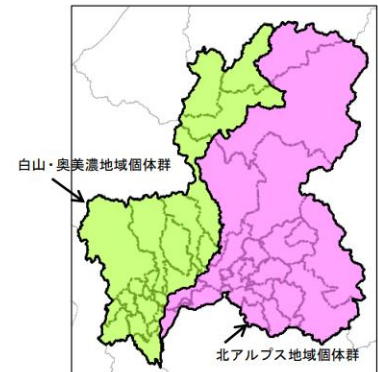
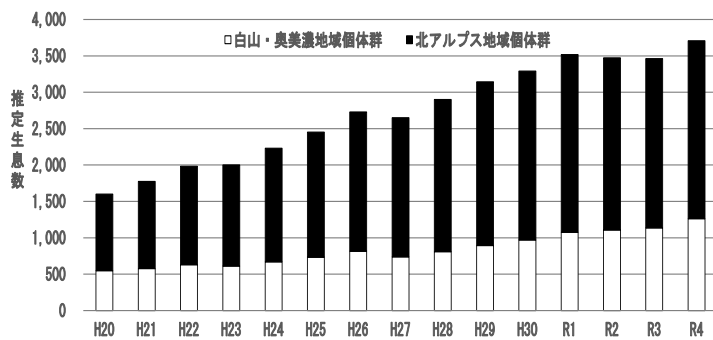
クマの保全及び分布域の連続性を担保しながら、人身被害や農林業被害など、クマによる人間への軋轢を軽減する。

2 計画の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 現状

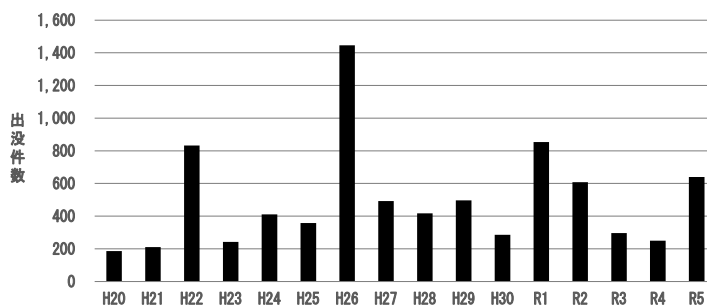
(1) 推定生息数（平成20年度～令和4年度）



	本計画改定時直近の推定生息数	
	平成29年度（前回）	令和4年度（今回）
白山・奥美濃地域個体群	894頭	1,263頭
北アルプス地域個体群	2,249頭	2,445頭

○白山・奥美濃地域個体群、北アルプス地域個体群(いずれも)個体数水準4（環境省ガイドライン）
 個体数水準：地域個体群の分布域の規模や連続性及び個体数を考慮して4段階に区分したもの
 個体数水準4：生息数が800頭以上で分布は広く連続的（安定存続地域個体群）

(2) 出没件数及び人身被害件数（平成20年度～令和5年度（令和5年度は4月～12月））

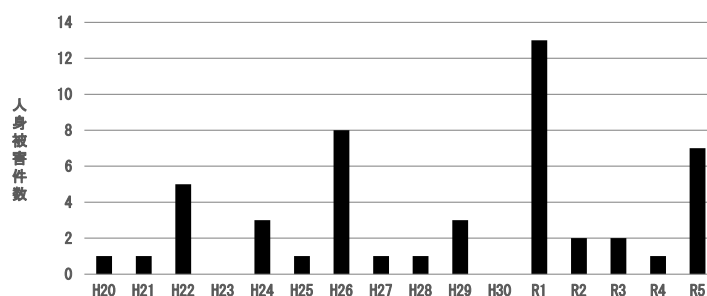


○出没件数

- ・例年は概ね400件前後
- ・大量出没年

平成22年度： 833件
 平成26年度：1,446件
 令和元年度： 854件
 令和2年度： 608件
 令和5年度： 640件

※生息数とは必ずしも比例しない



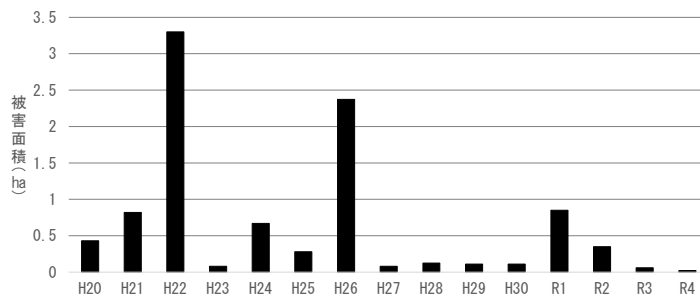
○人身被害件数

- ・大量出没年

平成22年度： 5件
 平成26年度： 8件
 令和元年度：13件
 令和2年度： 2件
 令和5年度： 7件

※生息数とは必ずしも比例しない

(3) 果樹被害面積 (平成20年度～令和4年度)



・大量出沒年

平成22年度：3.30ha

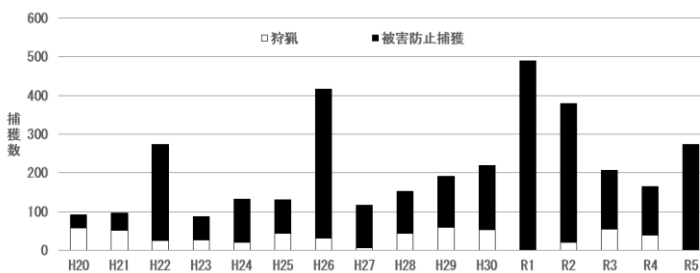
平成26年度：2.37ha

令和元年度：0.85ha

令和2年度：0.35ha

※生息数とは必ずしも比例しない

(4) 捕獲数 (平成20年度～令和5年度 (令和5年度は4月～12月))



○狩猟

・概ね50頭以下

○被害防止捕獲

・大量出沒年

平成22年度：249頭

平成26年度：385頭

令和元年度：490頭

令和2年度：359頭

令和5年度：274頭

4 管理の基本的な考え方

- ・人間とクマの棲み分け (ゾーニング) を行い、各ゾーニングのエリアにおいて「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」を複合的に取り組む。
- ・「個体数管理」については、本計画改定時の令和5年度における全国的なクマによる人身被害の多発、本県の人身被害発生状況を踏まえつつ、それに伴う捕獲数増加の見込みと生息数減少の可能性、これまで生息数と人身被害件数等は必ずしも比例しないことを考慮したうえで、捕獲上限割合を決定する。
- ・人身被害を回避するための新たな取組みとして、県民や行政担当者を対象とした講座や研修会の開催、市街地周辺に生息するクマの生息数の把握などを本計画に位置付ける。

5 管理の目標

個体数管理：個体数水準4の維持

生息環境管理：クマが出没しない集落環境・里山環境の整備

被害防除対策：人身被害の回避、農林業被害の軽減

6 目標を達成するための方策

(1) ゾーニング

3つのゾーン区分に応じて個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を実施する。

区分名	区分の説明
コア生息地	クマの健全な個体群の維持を担保するエリア。
緩衝地帯	コア生息地及び排除地域を除いたクマが生息するエリア。
排除地域	市街地や集落など人間の居住地で、人間の安全を優先するエリア。

(2) 区分ごとの方策

	コア生息地	緩衝地帯	排除地域
個体数管理	原則としてクマの捕獲は行わない。ただし、人間を襲う等緊急的な捕獲はこの限りではない。	加害個体を特定して排除（追い払い、捕獲）する。なお、捕獲は人身被害防止等のため必要最小限とする。	クマを当該エリアから排除（追い払い、捕獲）する。
生息環境管理	クマの食物資源が得られる落葉広葉樹林の保全等に努める。	下層植生の刈り払い、森林の間伐等を行い、クマの侵入路や移動路、隠れ場所をなくす。	
被害防除対策	クマとの突発的遭遇を避けるために鈴やラジオを携帯するなどの自己防衛策を推進する。	クマの誘引物となる放置果樹、庭木の果樹、廃棄農作物、家庭ゴミ等を除去する。	

(3) 捕獲数の基準

地域個体群	推定生息数 (A)	捕獲上限割合 (B)	総捕獲数 (C) = (A) × (B)	狩猟捕獲数 (D)	被害防止捕獲数 (C) - (D)
北アルプス	2, 4 4 5頭	1 0%	2 4 4頭	3 1頭	2 1 3頭
白山・奥美濃	1, 2 6 3頭	1 0%	1 2 6頭	1 3頭	1 1 3頭

・捕獲上限割合
地域個体群の安定を図るため、前回（第2期）計画と同様に10%とする。
※人身被害防止等に必要の被害防止捕獲については上限を設けない。

(4) 普及啓発

- ・県ホームページで公開しているクママップによりクマの出没情報を提供する。
- ・クマの生態や対策に関する正しい知識の浸透を図るため、県民や行政担当者を対象とした講座や研修会を開催する。

7 モニタリング調査

(1) 生息状況調査

- ・加害個体を特定して計画的に防除を推進するなど適切な被害防除対策につなげるため、自動撮影カメラ等による個体識別調査を毎年1地域以上実施し、人間の活動域へ恒常的に出没するクマの生息数を把握する。

(2) 人身被害調査

- ・クマによる人身被害が発生した場合は、出没注意情報もしくは出没警戒情報を発令し、速やかに注意喚起を図る。
- ・市町村とともに詳細な状況の把握に努め、今後の対策を講じる。

8 関係機関との連携

- ・人身被害発生時の対応、市街地周辺への出没時の対応など地域における対応力の強化を図るため、県、市町村、警察等による連絡会議を定期的開催する。